

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(株式交換に係る事前開示事項)

2025 年 3 月 7 日
DMG 森精機株式会社

2025年3月7日

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
DMG森精機株式会社
代表取締役社長 森 雅彦

DMG森精機株式会社(以下「当社」といいます。)は、宮脇機械プラント株式会社(以下「宮脇機械プラント」といいます。)との間で、別紙1のとおり、2025年3月28日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、宮脇機械プラントを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 宮脇機械プラントに関する事項(会社法施行規則第193条第3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該

臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙4のとおりです。

5. 当社に関する事項(会社法施行規則第193条第4号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容は、別紙5のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生じる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第193条第5号)

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることのできる債権者はありませんので、該当事項はありません。

以 上

別紙1 株式交換契約

次ページ以降をご参照下さい。

株式交換契約書

DMG 森精機株式会社（以下「甲」という。）及び宮脇機械プラント株式会社（以下「乙」という。）は、2025年2月28日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲の有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：DMG 森精機株式会社
住所：奈良県大和郡山市北郡山町106番地
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：宮脇機械プラント株式会社
住所：兵庫県明石市北王子町2番26号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」という。）の乙の普通株式の株主（但し、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に8を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 第6条に基づき、本株式交換に際して、甲が基準時の乙のA種類株式の全てを保有するため、甲が本株式交換に際して、甲の株式その他の財産を交付すべき乙のA種類株式は存在せず、甲は、本株式交換に際して、乙のA種類株式に代えて甲の株式その他の財産を交付しない。
3. 甲は、本株式交換に際して、基準時の乙の普通株式の株主（但し、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式8株の割合をもって割り当てる。
4. 本条第1項及び第3項の規定に従い甲が各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める。

第 5 条 （効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025 年 3 月 28 日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条 （効力発生の条件）

本株式交換は、基準時において甲が乙の発行済みの A 種類株式の全部を保有していることを条件として、その効力を生ずるものとする。

第 7 条 （株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する株主総会の決議を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約を承認する株主総会の決議を求める。

第 8 条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運用を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは株式交換比率に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 9 条 （株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日に至るまでの間において、①天災地変その他の事由により、甲又は乙の株価、財務状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、②本効力発生日までに第 6 条に定める条件が成就しないことが確実になった場合、③本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じ又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 （本契約の効力）

本契約は、①甲において会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約に関して株主総会の

承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったとき、②乙の株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議が得られなかったとき、③法令等に定められた本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られず、若しくは必要な手続が完了しなかったとき、④乙の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業、資産、負債に重大な悪影響を生じさせる事由又は財務予測の重大な変更が生じたとき、⑤本効力発生日までに第 6 条に定める条件が成就しなかったとき、又は、⑥本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じたときには、その効力を失う。

第 11 条 （裁判管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 （協議事項）

本契約に記載のない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図る。

(以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 2 月 28 日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 106 番地
DMG 森精機株式会社
代表取締役 森 雅彦



2025年2月28日

乙 兵庫県明石市北王子町2番26号
宮脇機械プラント株式会社
代表取締役 中村 宗一郎



別紙2 交換対価の相当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数及びその割当の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	宮脇機械プラント (株式交換完全子会社)
本株式交換 に係る割当比率	1	8
本株式交換 により交付する株式数	当社の普通株式 370,344 株	

(注1) 宮脇機械プラントの普通株式1株に対して、当社の普通株式8株を割当て交付します。

(注2) 本株式交換の効力発生日の直前時点において、株式交換完全親会社となる当社が本株式取得によりA種類株式の全てを保有し、当社の株式その他の財産を交付すべき宮脇機械プラントのA種類株式は存在しないこととなる予定です。そのため、本株式交換に際して、A種類株式に対しては、当社の普通株式その他の財産を交付しません。

(注3) 当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式370,344株を割当て交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式発行を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社及び宮脇機械プラントから独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に宮脇機械プラントの株式価値の算定を依頼することとしました。当社は、東京共同会計事務所から提出を受けた株式価値の算定結果を参考に、宮脇機械プラントに対して実施したデューディリジェンスの結果等も踏まえて宮脇機械プラントの財務状況、将来の見通し等を総合的に検討した結果、宮脇機械プラントの評価額が妥当であると判断しました。また、当社は、下記②.(ii)「算定の概要」に記載のとおり、市場株価法を用いて当社株式の算定を実施しております。当社は、東京共同会計事務所から提出を受けた株式価値の算定結果及び当社による当社株式価値の算定結果を参考に、宮脇機械プラントと、両社の財務状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・検討を重ねてきました。その結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるもの

ではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、本株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当事会社間での協議により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所は、当社及び宮脇機械プラントの関連当事者に該当せず、当社及び宮脇機械プラントとの間で重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

東京共同会計事務所は、宮脇機械プラントの事業計画における将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用しました。なお、類似上場会社比較法は、宮脇機械プラントについて比較可能な類似の事業を営む上場会社が複数存在するものの、選定された類似上場会社の EV/EBITDA 倍率の範囲が比較的広く合理的な算定方法にならない可能性があるため、市場株価法は、宮脇機械プラントが非上場会社であるため、いずれも採用されておりません。

DCF 法では、東京共同会計事務所が当社より開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である 2024 年 11 月 25 日以降に宮脇機械プラントが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算出しています。

これにより算定された宮脇機械プラントの普通株式の 1 株当たりの株式価値の評価レンジは以下の通りです。

算定方法	算定結果
DCF 法	19,285 円～20,724 円

当社は、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在していることから、当社の普通株式について市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法による算定に際しては、当社の実態及び業績を反映した合理性のある市場株価を採用する必要があるところ、取引価格を売買高で加重平均することにより、取引実態に一層近い平均的な約定価格と考えられる出来高加重平均株価を採用すべきと判断するに至りました。そこで、当社は、本株式交換の実施に係る当社取締役会の前日までの 1 ヶ月間（2025 年 1 月 28 日から 2025 年 2 月 27 日まで）の出来高加重平均株価である 2512.42 円、及び、3 ヶ月間（2024 年 11 月 28 日から 2025 年 2 月 27 日まで）の出来高加重平均株価である 2489.37 円を参

照しました。上記の宮脇機械プラントの普通株式の1株当たりの株式価値の評価レンジを踏まえ、当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合における、当該1ヶ月間の出来高加重平均株価である2512.42円を前提に当社が算定した本株式交換に係る株式交換比率の評価レンジは7.68から8.25となり、当該3ヶ月間の出来高加重平均株価である2489.37円を前提にした場合の評価レンジは7.75から8.32となります。このように、本株式交換比率は、いずれの評価レンジについて見ても、その範囲内となります。なお、本株式交換の実施に係る当社取締役会の前日の終値は2,767.5円となっており、これを前提にした場合の評価レンジは6.97から7.49となりますが、当社は、上記のとおり、一時点の株価ではなく、過去の一定期間における出来高加重平均株価を参照することが合理的な評価手法であると考えています。これらを踏まえて、上記①「割当の内容の根拠及び理由」に記載の通り、両社協議のうえ、本株式交換比率を決定するに至りました。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び宮脇機械プラントは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択しました。

当社の普通株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていること、また、宮脇機械プラントの株主が本株式交換に伴うシナジーを享受することが期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。加えて、本株式交換により当社が取得することとなる宮脇機械プラントの普通株式は、その大部分が宮脇機械プラントの従業員により保有されているため、本株式交換後も勤務を継続する宮脇機械プラントの従業員との間で、当社の連結業績向上に対するインセンティブの共有を通じて、本株式交換に係る取引の目的、延いては当社グループ全体の企業価値の向上を実現できるように、当社の普通株式を本株式交換における対価として割り当てることとしました。

3. 株式交換完全子会社の株主の利益を害さないように留意した事項

(1) 公正性を担保するための措置

当社は、リーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業を選任し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。また、当社は、当社及び宮脇機械プラントから独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所を選定し、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記1.(2).②.(ii)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社及び宮脇機械プラントは、第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

(2) 利益相反を回避するための措置

当社及び宮脇機械プラントは、本株式交換を行うことを決議した 2025 年 2 月 28 日現在において、相互に役員を派遣する等の人的関係はなく、また、当社及び宮脇機械プラントの株主との間においても人的関係はありません。そのため、当社及び宮脇機械プラント、並びに当社及び宮脇機械プラントの株主との間において特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める額とします。この取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると判断しております。

別紙3 宮脇機械プラントの最終事業年度に係る計算書類等

次ページ以降をご参照下さい。

貸借対照表

令和 6年 3月 25日現在

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流 動 資 産 (3,519,360,523)	I 流 動 負 債 (1,601,772,250)
現 金 及 び 預 金	1,016,869,690	支 払 手 形 金	0
受 取 掛 手 形 金	494,444,811	買 掛 金	1,482,877,086
売 掛 金	1,833,243,408	短 期 借 入 金	0
未 収 入 金 販 売 券	0	1年以内返済長期借入金	0
有 価 証 券	0	未 払 金	12,205,291
そ の 他 の 当 座 資 産	0	未 払 費 用	3,625,333
棚 卸 資 産	0	未 払 法 人 税 等	40,487,700
前 払 渡 費 金	183,438,614	未 払 消 費 税	21,908,000
前 払 貸 付 金	0	前 受 り 金	1,045,000
短 期 貸 付 金	0	預 前 受 取 金	16,847,860
未 収 入 金	0	仮 受 取 金	0
未 収 還 付 法 人 税 等	0	預 り 保 証 金	0
立 替 金	0	1年以内償還社債	400,000
仮 払 金	14,625,000	賞 与 引 当 金	0
貸 倒 引 当 金	23,261,000	そ の 他 の 流 動 負 債	22,375,980
	△		0
II 固 定 資 産 (857,913,574)	II 固 定 負 債 (102,327,629)
有 形 固 定 資 産 (348,007,619)	長 期 借 入 金	0
建 築 物	121,522,417	社 債	0
機 械 ・ 装 置	1,898,647	長 期 未 払 金	0
船 舶	13,417,345	退 職 給 付 引 当 金	52,327,629
車 両 ・ 運 搬 具	0	役 員 退 職 給 付 引 当 金	50,000,000
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	25,071,897	そ の 他 の 固 定 負 債	0
土 地	3,007,702		
リ ー ス 資 産	183,089,611		
建 設 仮 勘 定 資 産	0		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	0		
減 価 償 却 累 計 額	0		
	△		
無 形 固 定 資 産 (3,693,161)	負 債 の 部 合 計	1,704,099,879
の れ ん 権	0	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	0	I 株 主 資 本 (2,468,983,139)
ソ フ ト ウ ェ ア	3,693,161	1. 資 本 金	55,000,000
電 話 加 入 権	0	2. 資 本 剰 余 金 (25,000,000)
		(1) 資 本 準 備 金	25,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産 (506,212,794)	3. 利 益 剰 余 金 (2,440,133,539)
投 資 有 価 証 券	349,873,444	(1) 利 益 準 備 金	7,500,000
出 資 証 金	2,900	(2) そ の 他 利 益 剰 余 金 (2,432,633,539)
保 証 金	5,362,000	別 途 積 立 金	310,000,000
長 期 性 諸 預 金	104,143,977	積 立 金	0
敷 金	1,144,000	繰 越 利 益 剰 余 金	2,122,633,539
長 期 貸 付 金	0		
長 期 前 払 費 用	15,633,973	4. 自 己 株 式 △	51,150,400
そ の 他 の 投 資 資 産	30,052,500	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等 (204,191,079)
貸 倒 引 当 金	0	1. そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	204,191,079
	△		
III 繰 延 資 産 (0)	III 新 株 予 約 権 (0)
		純 資 産 の 部 合 計	2,673,174,218
資 産 の 部 合 計	4,377,274,097	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	4,377,274,097

損益計算書

令和 5年 3月 26日から
令和 6年 3月 25日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売上高	5,502,875,204		
売上手数料収入	10,042,804		
売上値引・戻り高		△	
		5,512,918,008	
			287
			5,512,917,721
II 売上原価			
期首棚卸高	4,816,865,203		
商品仕入高	0		
技術仕入高	0		
支払手数料	0		
仕入値引・戻し高	△		
当期製品製造原価	53		
		4,816,865,150	
			0
		4,816,865,150	
他勘定振替高			0
期末棚卸高			0
売上総利益			4,816,865,150
			696,052,571
III 販売費及び一般管理費			
販売費及び一般管理費		517,209,066	
営業利益			178,843,505
IV 営業外収益			
受取利息		225,741	
仕入割引		0	
受取配当		7,333,777	
雑収入		24,490,656	
			32,050,174
V 営業外費用			
支払利息		713,934	
手形売却損		0	
貸倒償却		0	
繰延資産償却		0	
雑損失		126,761	
			840,695
経常利益			210,052,984
VI 特別利益			
固定資産売却益		930,994	
引当金戻入		1,472,715	
その他の特別利益		0	
			2,403,709
VII 特別損失			
固定資産売却損		484,495	
役員退職金		0	
特別減価償却費		0	
その他の特別損失		0	
			484,495
税引前当期純利益			211,972,198
法人税、住民税及び事業税		64,751,123	
当期純利益			64,751,123
			147,221,075

株主資本等変動計算書

官脇機械プラント 株式会社

令和 5年 3月 26日から

令和 6年 3月 25日まで

(単位：円)

I 株主資本			
1. 資本金	当期首残高		55,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>55,000,000</u>
2. 資本剰余金	当期首残高		25,000,000
(1) 資本準備金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>25,000,000</u>
3. 利益剰余金	当期首残高		7,500,000
(1) 利益準備金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>7,500,000</u>
(2) その他利益剰余金	当期首残高		310,000,000
別途積立金	当期変動額		0
	当期末残高		<u>310,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		1,981,184,114
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,771,650	
	当期純利益	147,221,075	141,449,425
	当期末残高		<u>2,122,633,539</u>
その他利益剰余金合計	当期首残高		2,291,184,114
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,771,650	
	当期純利益	147,221,075	141,449,425
	当期末残高		<u>2,432,633,539</u>
4. 自己株式	当期首残高		-51,150,400
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>-51,150,400</u>
株主資本合計	当期首残高		2,327,533,714
	当期変動額		
	剰余金の配当	-5,771,650	
	当期純利益	147,221,075	141,449,425
	当期末残高		<u>2,468,983,139</u>
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金	当期首残高		96,518,354
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107,672,725	107,672,725
	当期末残高		<u>204,191,079</u>
評価・換算差額等合計	当期首残高		96,518,354
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107,672,725	107,672,725
	当期末残高		<u>204,191,079</u>
III 新株予約権			
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>

純資産の部合計

当期首残高		2,424,052,068
当期変動額		
剰余金の配当	-5,771,650	
当期純利益	147,221,075	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	107,672,725	249,122,150
当期末残高		<u>2,673,174,218</u>

個別注記表

令和 5年 3月 26日から
令和 6年 3月 25日まで

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

1) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）を採用しております。

2) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

ただし、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給対象期間による要支給額を計上しております。

(3) 退職給与引当金

従業員の退職金支払に備えるため、退職給与規定に基づく要支給額を計上しております。

なお、従業員については別途中小企業退職金共済に加入しております。

(4) 役員退職給付引当金

役員の退職給付金支給に備えるため、引当金を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

III. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	248,651,066円
2. 受取手形裏書譲渡高	0円
3. 受取手形割引高	0円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

(1) 普通株式	60,000株
(2) A種類株式	50,000株

2. 自己株式総数

(1) 普通株式	4,567株
----------	--------

3. 事業年度中の剰余金配当

当事業年度中の剰余金配当の総額は 5,771,650円、配当の原資は利益剰余金、普通株式1株当たり配当額は50円、A種類株式1株当たり配当額は60円です。これらの配当の基準日は令和5年3月25日、決議日は令和5年6月6日、効力発生日は令和5年6月6日です。

4. 事業年度末日後の剰余金配当

当事業年度の末日後に行う剰余金配当の総額は 5,771,650円、配当の原資は利益剰余金、普通株式1株当たり配当額は50円、A種類株式1株当たり配当額は60円です。これらの配当の基準日は令和6年3月25日、決議日は令和6年6月11日、効力発生日は令和6年6月11日です。

V. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、25,354.24円であります。
2. 一株当たり当期純利益は、1,396.34円であります。

VI. その他の注記

1. 受取手形中の不渡手形 0円

以上

58期事業報告書

宮脇機械プラント(株)

初めに

日本工作機械工業会が発表した2023年度の工作機械受注総額は3年ぶりの減少。3年ぶりの1兆5千億割れで、過去8番目 前年に比べ水準は一段下がりました。内需は前年度比-21.3%減の4,575.2億円と3年ぶりの5千億割れ。主要4業種は、航空・造船・輸送用機械のみ前年度比増加一般機械と自動車は3年ぶりの減少、電気・精密は2年連続減少となりました。外需は前年度比-11.4%減。4年ぶりの減少主要3極はすべて前年度比減少となりました。アジアはインド好調も中国が減速し、3年ぶりの5千億割れ欧州は横ばい北米向けは堅調でした。ウクライナの戦争の長期化、イスラエルの戦争などグローバルに逆行する状況が続いています。コロナの5類分類により人の動きが戻りました。空前の円安によるインバンド効果もありました。

当社状況

当社の指標は内需総額の1%以上を受注するのを目標にしております。58期当社受注総額は5,296百万となり内需総額の1.15%になりました。期初前半は大型案件の受注が獲得出来ましたが受注件数は減少しました。昨年10月以降は、受注実績は過去当社実績から見ても経験したことがない、厳しい状況となりました。残念ながらこの傾向は今後も続くと予想されます。新しいビジネスチャンスを創造していく対策が必要と痛切に感じております。

決算の報告

当社の今期売上は5,513百万と前年比-115百万減少しました。大型案件（納期1年超）が多く今期売上げに繋がりませんでした。営業利益は178百万と前期比49百万増となりました。一般販売管理費を前年比較すると人件費・社員研修海外視察費用が増加しました。どちらも将来に向けた人材投資であり商社にとっての前向きな費用と考えます。

来期の展望

59期の予想としては、ウクライナ・イスラエル戦争の長期化・資源価格の高騰・補助金案件の一巡・円安水準の長期化・工作機械販売価格の値上げなどが予想され昨年同様良い材料がありません。昨年後半以来案件獲得の件数も減少しています。顧客の要望に合わせた提案により従来当社で取り扱っていない商品も含め商売の多様化を図れるように進化していく必要を感じております。国内が主力でしたが海外も視野に入れビジネスチャンスを広げていく事に注力いたします。

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 22 日

宮脇機械プラント 株式会社

代表取締役 岡本 淳 殿

監 査 役 定 行 敏 弘



私は、令和 5 年 3 月 26 日から令和 6 年 3 月 25 日までの第 58 期事業年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(案)について監査を行いました結果、次のとおり報告いたします。

1. 貸借対照表、損益計算書は法令および定款に従い会社の財産および損益の状況を正しく示していると認めます。
2. 事業報告書は法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 個別注記表(案)は、会社の財産の状況、その他の事情に照らして相当であると認めます。
4. 取締役の職務遂行上に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上

別紙4 宮脇機械プラントの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

宮脇機械プラントは、2025年2月28日付の取締役会において、当社との間で、当社を株式交換完全親会社とし、宮脇機械プラントを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、株式交換契約を締結しました。本株式交換は、2025年3月24日に開催予定の宮脇機械プラントの臨時株主総会、普通株主による種類株主総会及びA種類株主による種類株主総会の各決議による承認を得たうえで、2025年3月28日を効力発生日として行う予定です。

2. 剰余金の配当

宮脇機械プラントは、2024年3月25日を基準日とする剰余金の配当について第58期事業年度に係る定時株主総会に付議することを決議し、同年6月11日、同定時株主総会において当該剰余金配当議案が承認可決されたため、2024年6月14日を効力発生日として、総額5,771,650円(普通株式1株当たりの配当金：50円0銭、A種類株式1株当たりの配当金：60円0銭)の配当を実施しました。

3. 自己株式の消却

宮脇機械プラントは、2025年1月15日付で、同社が保有する自己株式の全部である普通株式4,567株を消却しました。

4. 退職金の支払い等

宮脇機械プラントは、2025年3月期に、退職金として81,120,000円を支払っております。また、退職給付引当金繰入れ及び役員退職給付引当金繰入れとして計269,512,000円を計上しています。

別紙5 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 本株式交換契約の締結

当社は、2025年2月28日付の取締役会において、宮脇機械プラントとの間で、当社を株式交換完全親会社とし、宮脇機械プラントを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。